

令和6年度みえガストロノミー人材育成事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和6年度みえガストロノミー人材育成事業業務

2 委託業務の目的

近年のインバウンド拡大や、大阪・関西万博の開催を見据え、本県への観光誘客の増加が期待される中、「食」は地域に人を呼び込む大きなファクターとなっています。そのため、三重の「食」や「食文化」を深掘りし、発信することにより、国内外からの誘客の促進および長期滞在化を進めていく必要があります。

そこで、世界的に関心が高まっている「ガストロノミー（※）」についての基礎知識を習得し、実践するためのノウハウを学ぶ「みえガストロノミー人材育成講座」を実施するとともに、ガストロノミーに先進的に取り組んでいる新潟県と連携したイベントの実施により、「みえの食」を担う人材の確保育成を図るとともに、美食やおもてなしによる地域の魅力づくりにつなげます。

(※) その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しむ、食文化に触れること。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) コーディネーターの選定

本事業の目的を達成するために必要な知識や実績を有し、本事業を統括するコーディネーターを1名選定し、下記の(2)から(4)に記載する業務を実施する。

(2) みえガストロノミー人材育成講座の運営

①ガストロノミー発信講座

概要：三重県の食材や食文化、それらの国内外へ向けた魅力発信方法を学ぶ講座

対象：県内の料理人およびホテル・飲食店の経営者等

開催時期：②ガストロノミー実践講座の前に実施すること

ア. 講師について

- ・下記イの講座内容について、各分野に知見がある専門家を講師として選定すること。

イ. 講座内容について

- ・ガストロノミーについての基礎知識を学ぶ内容を含むこと。

- ・三重県ならではの食文化や料理、県産食材について学ぶ内容を含むこと。
- ・上記の内容や食材、料理に対するこだわりなど、三重県の魅力をどのように伝えるか、また伝えるためにどのような媒体を活用するのかといった、魅力を発信する方法を学ぶ内容を含むこと。
- ・魅力を発信する方法については、三重県だけでなく、他地域の魅力発信に関する事例も交えながら紹介すること。

ウ. 講座の回数は1回以上とし、各2時間程度とすること。(1回あたり50名程度)

エ. 講座はハイブリッド開催とし、当日参加できなかった方には、後日動画データを提供するなど、対応すること。

オ. 動画データについては、事業終了後も県が使用できるものとする。

②ガストロノミー実践講座

概要：県産食材を活用し三重の魅力を表現できる料理人を育成する講座

対象：県内の料理人等

開催時期：対象となる県内料理人の繁忙期を避けること

ア. 講師について

- ・ガストロノミーに知見があり、先進的にガストロノミーに取り組んでいる料理人を講師とすること。
- ・三重県2名、新潟県2名、首都圏等1名から各回3名を構成し、各回に三重県および新潟県の料理人を含むこと。
(例) 1回目 三重県A、新潟県A、首都圏A
2回目 三重県B、新潟県B、首都圏A
- ・三重県と新潟県の講師は、(3)プレミアムダイニングに参加する料理人と同一とすること。
- ・新潟県の講師は新潟県が選定するため、受託者からの提案は不要です。三重県および首都圏等の講師を提案してください。なお、新潟県の講師の報償費は50,000円/日とし、打合せ経費、交通費(実費相当額)、宿泊費(実費相当額)とともに委託費に含めて、受託者が支払うものとする。

イ. 講座内容について

- ・各回のテーマ(メインとなる三重県食材等)を設定すること。
- ・講師は事前に県産食材を用いたガストロノミーメニューを考案し、講座内で調理のデモンストレーションを行い、レシピが完成するまでのストーリーを受講者に伝える内容とすること。
- ・受講者は講師が作り上げたメニューを食し、ガストロノミーを実際に体験できる内容とすること。(受講者が調理実習を行う必要はありません)

ウ. 講座の回数は2回以上とし、時間は受講者が効果的に学べるよう考慮し設定すること。(1回あたり10～15名程度)

- エ. 受講者に提供するメニューの内容や量については、受託者が講師との調整をふまえて提案を行い、県と協議のうえ決定すること。
- オ. 講師を含め、受講者同士が交流を図れるよう配慮すること。
- カ. 一切の食材費等を委託費に含めること。

③業務の実施について

- ア. 講座参加者の募集・決定等
 - ・ 講座の募集案内及び参加申込書の様式は、受託事業者にて作成し、事前に県に提出すること。県で確認後、参加者への募集案内を行うこと。
なお、受講者には講座参加費を負担いただく場合があるため、案内作成に当たっては県と調整すること。
 - ・ 参加者の募集は受託事業者にてSNS等、影響力がある媒体を活用して広く情報発信を行い、対象者が参加しやすいように工夫すること。
 - ・ 参加申込及び講座に係る問合せ等の対応等は受託事業者にて行うこと。
- イ. 講座内容の調整及び講師等の手配、打合せ
 - ・ 県と協議のうえ、講座内容の調整や講師の手配、日程調整、打合せを行うこと。
なお、講師の謝金、交通費等は委託費に含めること。
 - ・ ガストロノミー実践講座については、講師がメニュー考案に必要な県産食材の調達等を行い、事前準備を行うこと。
 - ・ 当日の運営について、講師と十分な打合せをし、県と協議のうえ、必要な場合は会場の下見やリハーサルを行うこと。
- ウ. 講座会場の選定及び会場設営等
 - ・ 会場は本県内とし、交通の利便性や駐車場の有無等を考慮し、県と協議のうえ、選定すること。また、各回で地域を分けて開催する等、受講者が参加しやすいよう配慮を行うこと。なお、会場使用料は、委託費に含めること。
 - ・ ガストロノミー実践講座については、ガストロノミーを実際に体験するという講座の趣旨に適した環境が整っており、かつ会場内で衛生管理を行いながら調理ができ、飲食スペースが確保された施設を選定すること。(ホテルや飲食施設、キッチンスタジオなどを想定)
 - ・ 講座で使用する備品(映像機器、PC等)、調理器具、食材等の一式を手配すること。
 - ・ 会場設営・撤去等については、受託事業者が行うこと。
- エ. テキスト作成
 - ・ 講座で使用するテキストは講師等と相談のうえ、受託事業者にて作成すること。
- オ. 当日の運營業務
 - ・ 当日受付、講師への対応、司会進行等、講座運営にかかる一切の業務を行うこと。
- カ. 講座受講者アンケートの実施
 - ・ 講座の内容及び効果に関するアンケート用紙を県と協議し、作成・実施すること。
アンケート回収後は、回答内容を整理して講師及び県に報告すること。

キ. レシピ集の作成

- ・ガストロノミー実践講座内で開発したメニューのレシピ集を作成すること。作成部数については200部程度とし、プレミアムダイニング等で配布すること。なお、レシピ集のデータおよびイベントで配布した残部については三重県に納品すること。

(3) プレミアムダイニングの実施

みえガストロノミー人材育成講座の内容を活かし、料理人同士の交流および本県の食と食文化の魅力を発信することを目的として、ガストロノミーに先進的に取り組む新潟県と連携してプレミアムダイニングを実施する。

① プレミアムダイニングの概要

概要：三重県と新潟県の料理人による、三重県の食材を使った特別なメニューを三重県の歴史や文化が感じられる上質な空間で提供する1日限りのイベント

内容：参加費用20,000円程度のコース料理を想定

料理人：ガストロノミー実践講座の講師を務める三重県の料理人2名および新潟県の料理人2名を含む合計4名以上とすること。

※プレミアムダイニングは、三重県と新潟県それぞれで実施するため、本イベントで選定された三重県の料理人は新潟県のプレミアムダイニング（10～11月頃開催予定ですが未確定のため変更の可能性あり）に原則参加していただくこととします。

なお、新潟県への派遣費用は、新潟県が負担します。

参加者：25名程度

開催時期：(2) ②ガストロノミー実践講座の後に実施すること

会場：三重県内の歴史ある建造物等

<参考>昨年度の新潟県のプレミアムダイニング実施例

<https://niigata-kankou.or.jp/news/365>

②業務の実施について

ア. イベントの企画

- ・コーディネーター統括の下で、コース料理等のテーマを設定し、開催時期や会場を含め、県と協議の上決定すること。
- ・みえガストロノミー人材育成講座で考案したメニューを含むなど、講座の内容を活かした、三重の食の魅力を発信する効果的なイベントとすること。
- ・使用する食材は、三重県産の食材を主体としながら、新潟県産の食材も活用すること。
- ・使用する食器や装飾には三重県の伝統工芸品を使用するなど、三重県らしさを感じる

じられるものとする。

イ. 参加者の募集や問い合わせ等の対応

- ・募集案内及び参加申込書の様式は、受託事業者にて作成し、事前に県に提出すること。県で確認後、参加者募集を行うこと。なお、参加申込書の提出先は、受託事業者とする。
- ・参加申込及び問合せ等の対応等は受託事業者にて行うこと。
- ・SNS等、影響力がある媒体を活用して広く情報発信を行うなど、食に関心のある人々が参加しやすいよう募集案内を行うこと。

ウ. イベント内容の調整

- ・県および料理人等と協議のうえ、イベント内容やメニューの調整、ホールスタッフの手配、日程調整、会場との調整、打合せを行うこと。
- ・会場については、調理機器や食器など調理・食事に必要な設備の準備を行うこと。
- ・会場は、原則普段レストランとして使用されていない施設とすること。
- ・イベントに必要な資材や食材の調達等を行い、事前準備を行うこと。
- ・生産者や料理人のこだわり、食材の特徴が伝わるような演出を行うこと。
- ・当日の運営について、料理人と十分な打合せをし、県と協議のうえ、必要な場合は会場の下見やリハーサルを行うこと。
- ・保健所等関係機関への届け出など、イベント開催に必要な手続きを行うこと。

エ. イベント当日の運営

- ・イベント当日の受付、進行等の当日の運営にかかる一切の業務を行うこと。

オ. イベント参加者に対するアンケートの実施

- ・イベント参加者に対してアンケートを実施し、分析結果を業務実施報告書に含めること。

カ. 食材費等について

- ・一切の食材費等を委託費に含めること。

キ. 参加費用について

- ・参加費用は県が徴収します。

ク. 新潟県の料理人について

- ・新潟県の料理人の謝金は50,000円/日とし、打合せ経費、交通費（実費相当額）、宿泊費（実費相当額）とともに、委託費に含めて受託者が支払うものとする。

(4) みえガストロノミー人材育成講座およびプレミアムダイニングの情報発信

- ・みえガストロノミー人材育成講座およびプレミアムダイニングの取組成果を、県内外の観光客、首都圏在住者等に多く周知するため、SNS等、影響力がある媒体を活用し、広く発信すること。

(5) その他

- ・業務の実施にあたっては、県と十分な協議を行うこと。

- ・適宜業務の進捗状況を報告すること。また、必要に応じて情報共有を目的とした打合せを行うこと。打合せの内容については、打合せ記録を作成し提出すること。
- ・委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応を行い、要請により速やかに対処すること。

5 委託費及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとし、対象経費は本事業の実施に真に必要なものに限る。

6 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本件庁舎等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

7 納品する成果品

以下の資料を令和7年3月21日（金）までに、県産品振興課に紙媒体1部および電子媒体（CD-ROM等）1式で提出して下さい。

(1) 委託業務完了報告書

(2) 本業務において制作された資料等

(3) その他、県が成果品として提出をもとめるもの

なお、4（2）①エで制作した動画データは、4（2）②の講座実施前に電子媒体で提出してください。

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

9 委託料の支払い方法及び支払時期

(1) 委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。

(2) 上記に関わらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合は前金払いをすることができるものとする。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3

条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

12 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

13 その他、受託上の留意点

- ・事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとします。
- ・その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- ・受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- ・業務遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- ・契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- ・この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- ・個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があります。
- ・業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案

等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとします。

14 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部 県産品振興課 県産品販売促進班

担当 河村、尾崎

TEL 059-224-2336 FAX 059-224-3024

E-mail syokusan@pref.mie.lg.jp